

32 校旗、団旗、長上に対する敬礼楽譜制定に付官公私立大  
学等へ通牒  
〔昭和八年十月〕

(注記1)  
陸普第三〇八〇号

校旗、団旗、長上ニ対スル敬礼楽譜ニ関スル件通牒  
昭和八年五月拾七日

陸軍省副官 牛島満 印

文部省文書課長殿 (注記2)

従来学校教練、青年訓練等ニ於テ校旗、団旗及長上ニ対シ陸軍  
礼式所定ノ喇叭譜ヲ使用シアリシ向アルモ右ハ軍ニ於テ差支之  
アルヲ以テ新ニ陸軍戸山学校軍楽隊ニ依頼シ別冊ノ如ク右喇叭  
譜ト類似ノ樂譜ヲ制定シタルヲ以テ将来学校教練、青年訓練等  
ニ於テ使用スル如ク取計ハレ度通牒ス (注記3)

官普一五七号	裁 決	6月15日	文書課長	送 発	10月23日	起草者
			(高下) 印			(草場) 印

昭和八年五月二十四日起案

学務課長 (小笠原) 印

普通学務局長 花押 (武部) 印 (山川) 印

次官 (栗屋) 印

専門学務局長 (赤面) 印

実業学務課長 代 (菊池) 印

(高田) 印

(久保) 印

(宮坂) 印

(香山) 印

(藤) 印

(田中) 印

花押 (門) 印

(関口) 印

(森本) 印

(高橋) 印

(下 礼)

(注記 5)

社会教育長 花押 (関屋) (小尾) (印)

文書課長 (森岡) (龍山) (阿部) (野尻) (剣木) (四方田) (印)

督学官 (印) (堀口) (谷原) (堀) (森田) (印)

図書館長 (芝田) (印)

案

年月日

次官

官公私立大学、専門学校、高等学校、各種（学校長

各地方長官

宛

校旗、団旗〔及〕長上ニ対スル敬礼楽譜ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今回陸軍省ヨリ別紙写ノ通り申出有之タルニ付

為参考「貴管下各中等学校及小学校へ周知方御取計相成度」通

(注記 6) 牒ス

(注記 1)

〔文部省 昭和 8・5・18 官普 157〕

(注記 2)

〔記録掛 12・4・14 受領〕

(注記 3)

〔二〕(簿冊内件名番号)

(注記 4)

〔353〕

(注記 5)

〔回付月日 / 6月3日 図書 / 6月5日 社会 / 6月9日 督学〕

(注記 6)

〔括弧内ハ地方長官宛ノ分〕

(下札)

〔印種別 / 〔抹消〕(加筆) / 〔中山) / 教〕(わ)ノ一教〕 / 聯繫 / 登録追加 / 件名 陸軍

省通牒直轄各部等へ移牒 校旗、団旗、長上ニ対スル敬礼 楽譜  
制定ノ番号 官普一五七 / 結了年月日 昭八、一〇、二三 / 保存  
年限 5 / 枚数 3

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練〕  
〔第2冊〕 文部省 34, 32-7, 2340